

手数料について

株式会社スプレッドファッションイズム紹介によるマッチング費を以下のとおり定めるものとする。

- 1、株式会社スプレッドファッションイズムが紹介した応募者を採用して内定通知書等を提出し、当該等応募者が入社するに至った場合、人材紹介の対価として、以下手数料を株式会社スプレッドファッションイズムに対し支払う。
 - ・雇用主と該当応募者間で合意された想定年収の 50%に消費税を加えた総額
- 2、年収は、下記計算式で算出するものとする。
 - ・想定年収＝(月額固定給×12ヶ月)＋当該採用の前年度実績賞与支給額または年俸制
 - ・月額固定給＝(基本給＋家族手当＋住宅手当＋その他諸手当)
 - ※通勤手当は含まない
- 3、株式会社スプレッドファッションイズムが紹介した応募者を面接した後、以後の面接を希望せず、または当該応募者が応募辞退した場合といえども、当該応募者を最後に面接した日から6ヶ月以内に当該応募者の採用を内定し、当該応募者が入社するに至った場合は、株式会社スプレッドファッションイズムの紹介に基づいて当該応募者が入社したものとみなし、株式会社スプレッドファッションイズムに対し、第1項の紹介手数料を支払うものとする。

サービスの種類及び内容: 返戻金

手数料の額及び負担額: 返金規定

被採用者の自己都合に因る退職、また就業規定により懲戒解雇となった場合は、下記の通り返金をする。

被採用者が1ヶ月以内に退職した場合は上記成功報酬の50%、被採用者が3ヶ月以内に退職した場合は、上記成功報酬の25%を返金する。